(加入)

- 第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することが できる。
 - 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

- 第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後3 0日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始の ときに組合員になったものとみなす。
 - 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

- 第12条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退 することができる。
 - 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で しなければならない。

(除 名)

- 第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。
 - (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員